

日本バーチャルリアリティ学会入会にあたっての会則（定款より抜粋）

（入会の前に必ずご一読ください）

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1） 正会員 この法人の目的事業範囲において専門の学識又は相当の経験を有し、理事会が承認した個人
- （2） 学生会員 大学学部及び大学院課程又はこれに準ずる学校に在籍し、この法人の目的事業範囲に関する課程を履修している個人
- （3） 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し推進する個人
- （4） 賛助会員 この法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- （5） 購読会員 この法人の発行する定期刊行物の購読のみを行う個人又は団体
- （6） 名誉会員 この法人の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人

（入会）

第7条 正会員、学生会員、一般会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 一般会員の入会については、特に条件を定めない。

3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。現に正会員である者が名誉会員となる場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

（入会金及び会費）

第8条 正会員、学生会員、一般会員、賛助会員及び購読会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

3 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散した時
- (3) 継続して3年以上会費を滞納した時
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、未納の会費を完納した上、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をした時

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない